

外国人観光旅客利便増進措置として考えられる項目(案)

項目	事務局案		備考
①案内表示及び案内放送における多言語による情報提供	★	◇	
②多言語音声翻訳システムを活用した多言語による情報提供	★	◇	
③多言語による運行情報の提供（事故・災害時等含む。）	★	◇	
④Wi-Fi利用環境の整備	★	◇	
⑤洋式トイレ化	★	◇	
⑥クレジットカード対応券売機の配備	★	◇	
⑦ICカード対応	★	◇	
⑧荷物置き場の確保	★	◇	
⑨インターネット予約環境の提供	★	◇	
⑩従業員による多言語での情報提供		◇	多言語に関する項目に記載
⑪ナンバリング		◇	多言語に関する項目に記載
⑫多言語対応券売機の導入		◇	
⑬SIMカード又はモバイルルーターの販売又は貸出拠点の設置		◇	Wi-Fiに関する項目に記載
⑭周遊パスの造成		◇	
⑮経路及び運行状況のオープンデータ化		◇	多言語に関する項目に記載
⑯観光案内所の設置		◇	
⑰手ぶら観光		◇	
⑱サイクリストへの対応		◇	
⑲ムスリム観光旅客その他多様な文化・生活習慣を有する外国人観光旅客への配慮		◇	

法律第7条
に規定あり